

令和6年3月31日

田上幼稚園・田上キッズ保育園 の保護者の皆様

学校法人永吉学園
理事長 永吉龍志

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園（田上幼稚園、田上キッズ保育園）が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和5年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和5年度 公定価格の額について(各月年齢別)

(単位:円)

	田上幼稚園			田上キッズ保育園							
	1号認定(教育)			2号認定(保育)				3号認定(保育)			
	4歳児以上	3歳児	満3歳児	4歳児以上		3歳児		1・2歳児		0歳児	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	45,292	61,372	110,032	75,670	66,600	91,230	82,160	146,740	137,670	225,850	216,780
5月	43,120	59,200	107,860	75,250	66,180	90,810	81,740	146,320	137,250	225,430	216,360
6月	43,060	59,160	107,880	75,090	66,020	90,650	81,580	146,350	137,280	225,470	216,400
7月	43,020	59,120	107,840	75,300	66,230	90,860	81,790	146,560	137,490	225,680	216,610
8月	42,940	59,040	107,760	75,300	66,230	90,860	81,790	146,560	137,490	225,680	216,610
9月	42,830	58,930	107,650	74,870	65,800	90,430	81,360	146,130	137,060	225,250	216,180
10月	45,360	61,460	110,180	74,870	65,800	90,430	81,360	146,130	137,060	225,250	216,180
11月	45,290	61,390	110,110	74,670	65,600	90,230	81,160	145,930	136,860	225,050	215,980
12月	45,270	61,370	110,090	74,670	65,600	90,230	81,160	145,930	136,860	225,050	215,980
1月	46,672	63,632	114,742	77,470	68,090	94,030	84,650	151,810	142,430	234,630	225,250
2月	46,562	63,522	114,632	77,270	67,890	93,830	84,450	151,610	142,230	234,430	225,050
3月	45,666	62,766	114,306	81,670	72,210	98,370	88,910	156,560	147,100	240,080	230,620

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け
・子ども・子育て支援法(平成24 年法律第65 号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26 年内閣府令第39 号)第14 条第1 項(第50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、標記年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)